

仕様書

1 業務名

感染症予防計画に基づく患者移送訓練業務

2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで

3 事業目的及び概要

新型コロナウイルス感染症の流行経験を踏まえ、札幌市では、令和6年3月に「札幌市感染症予防計画」を策定した。本計画では、医療従事者、保健所職員及び協定締結事業者など、関連する機関・人材に対して研修及び訓練を実施することとしていることから、本業務では感染症患者の移送に備えることを目的とし、以下の訓練を実施する。

また、都合がつかず、訓練に参加できない者に対しても内容を共有できるよう、訓練を動画に記録し、移送車両の養生、PPE着脱等については、作業マニュアルを作成することも併せて目的とする。

4 訓練の概要

（1）開催日時

委託者と協議のうえ、契約期間内に1回開催すること。半日程度を想定。

（2）対象者

以下の者を含むこととする。20名程度を想定。

ア 札幌市保健所職員

イ 当市との協定締結事業者

（3）内容

下記の項目を含むこととし、詳細な内容は委託者と協議の上、決定すること。ア及びイいずれについても感染症を専門分野とした講師の下、実施すること。

ア 感染症全般（特に移送につながる患者対応の基本）に関する講義（30分～1時間程度）

イ 移送実地訓練

- ・移送車両の養生 ※車両はタクシー車両を予定
- ・PPEの着脱
- ・移送車両への患者搬入
- ・車両消毒

5 業務内容

(1) 訓練の開催及び運営

当日の司会進行含め、4 (3) の内容を滞りなく実施すること。また、関係者との調整、参加者への連絡、会場の手配、講師の手配、プログラム作成等の開催に伴う運営は受託者が行うこと。

(2) 訓練動画の撮影

訓練については動画を撮影し、研修素材として使用することができるよう、タイトル付けや字幕挿入等の編集を行うこと。また、10 分程度の概要版と、全体版の2種類の訓練動画を作成すること。訓練動画は、映像の切り替え、テロップによる強調、音声調整等の編集により、視覚的・聴覚的にわかりやすい動画教材の制作を行うこと。

全体版の動画について、感染症全般に関する講義には、講義内容を全て収録すること。移送実地訓練については、目安として30分～1時間程度で制作すること。また、必要があれば、訓練とは別日に撮影を行うことも検討し、その場合、撮影地の検討や機材（カメラ、音声、照明等）の確保は受託者側で行うこと。

(3) 作業マニュアルの作成

PPE脱着、移送車両の養生及び移送車両への患者搬入、消毒といった患者移送に関わる各対応事項について、手順等を記載した作業マニュアルを作成すること。

6 経費について

会場費、旅費、専門家謝金など、支援に必要な経費は受託者が負担すること。ただし、PPEについては、当市から提供するものを使用することとする。提供するPPEのメーカー・品番等の詳細については、委託者に確認すること。

7 実施報告（成果品）の提出について

(1) 報告書

本業務の実施報告書（A4版カラー）を、紙媒体で1部、及び電子データにより提出すること。なお、紙媒体については、表紙を付け製本した上で納品すること。

(2) 研修動画

概要版、全体版それぞれについて、研修動画を記録したDVDを1部納品すること。また、当該動画については、YouTube等のWEBサイトにアップロードし、視聴することができるよう、DVDとは別に、ファイル形式がMP4の動画データについても提出すること。

(3) 講義資料

研修で使用した感染症全般に関する講義内容の資料を紙媒体で1部、及び電子データにより提出すること。なお、紙媒体については、表紙を付け製本した上で納品すること。

(4) 作業マニュアル

5 (3) にて作成した作業マニュアルを紙媒体及び電子データでそれぞれ1部ず

つ提出すること。なお、紙媒体については、表紙を付け製本した上で納品すること。

(5) 納入場所

札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課
(札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階)

(6) 提出期日

令和 7 年 (2025 年) 3 月 14 日 (金)

8 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (2) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (4) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (6) 本業務の履行にあたって、札幌市が定める環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 本業務の遂行にあたって、万一苦情等が生じた場合、速やかに札幌市へ報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。
- (8) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知れた個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

【問い合わせ先】

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階
札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課 担当：佐藤、飯田
電話：011-622-5199
メールアドレス：kansenkakari@city.sapporo.jp